

**さいたま市自治基本条例検討委員会
第13回会議 市民部会検討の記録**

日時	平成 22 年 12 月 8 日(水) 10:00~11:40
場所	大宮区役所南館3階301会議室
参加者 ※敬称略	〔委員〕計8名 中津原 努／内田 智／小野田 晃夫／栗原 保／小林 直太／富沢 賢治／ 細川 晴衣／(伊藤 巖) (欠席者:古屋 さおり／吉川 はる奈) 〔さいたま市自治会連合会〕計9名 伊藤 巖／橋本 昭司／親松 高穂／田中 孝之／関根 正美／武藤 勇／ 中田 一郎／鈴木 富美雄／中村 金司 〔事務局:さいたま市〕計6名 企画調整課副参事 高根 哲也／主幹 松本 孝／総合振興計画係長 柿沼 浩 二／主査 大砂 武博／主任 高橋 格 コミュニティ課課長補佐 神田 正一 〔地域総合計画研究所〕計1名 松岡 宏 〔傍聴者〕0名
議題及び 公開又は 非公開の 別	1 開会 2 出席者の紹介 3 意見交換 (1) 自治基本条例の説明 (2) 意見交換 4 閉会 <p style="text-align: right;">[公開]</p>
配付資料	次第 席次 さいたま市自治基本条例検討委員会委員名簿 さいたま市自治会連合会参加者名簿 資料1 ニュースレター「さいたま市自治基本条例検討委員会からのおたより」 資料2 さいたま市自治基本条例のコンセプト(基本的な考え方) 資料3 部会別の検討テーマ 資料4 主な質問事項
問合せ先	さいたま市政策局政策企画部企画調整課 電話 048-829-1035

1. さいたま市自治会連合会との意見交換

(1)自治基本条例の検討委員会の考え方の説明

○中津原部会長

- ・ 色刷りの資料のニュースレターに基づいて自治基本条例の考え方を説明した後、意見交換に入りたい。
- ・ 自治基本条例は、全国で 200 前後の自治体で作られて、埼玉県内でも 20 前後の市町村ですでに作られている。
- ・ 自治基本条例は、市町村のいろいろな運営の基礎になるもので、その制定に伴い、条例、規則の制定等や自治体の運営は、この自治基本条例の考え方に則って進められることになる。その意味で大変重要な条例である。われわれがその検討にあたるということは、非常に責任が重いことで、鋭意取り組んでいるところである。

- ・自治体の運営主体としては、市長等の執行機関、議会のほか、市民がいる。市民が市長や議員を選ぶということで、市民が主権者であることは間違いないが、三者の役割、関係を定めて、三者が本当の信頼感の下に一緒になって一つのことにあたる、自治基本条例は、そのための考え方を示していくものである。
- ・自治基本条例は考え方を示すもので、この条例に反すると罰則があるという性格のものではない。大きな考え方を示し、それに則ってみんなで自治体の運営を行う。政令指定都市のさいたま市でも、必要であるという認識の下に、清水市長がマニフェストにも掲げ、検討を進めてきたところである。
- ・ニュースレターの裏にスケジュールが書いてあるが、現段階は、検討委員会の中間報告のまとめに向かって作業をしている。その後、年度末にはフォーラムなどを行って、市民にも中間報告の内容について意見をいただき、来年度に最終報告をまとめ、市民へのパブリックコメント等を行い、年度末には市長が条例案を議会に提出して、予定では再来年度の早々に条例を施行するという予定となっている。
- ・お配りした資料のニュースレターのうち、第1号では、検討委員会で検討を始めたということをお伝えした。第2号では、自治基本条例の考え方などを紹介して、皆さんに知っていただき、1ページ目では、市民からいただいた意見を紹介している。また、「さいたま市自治基本条例のコンセプト（基本的な考え方）」を簡単に説明している。真ん中の自治基本条例の目的でいうと、市民自治の確立が第1になる。市民自治は、市民だけの自治ではなくて、市民を中心にして議会も市役所も一緒になって自治を行う。その確立が一つの大きな目的である。その先には、市民が誇りを持つさいたま市を実現すること。「期待する効果」については、「課題解決の羅針盤として活用」と書いてある。自治基本条例は考え方を示すものと言ったが、単なる美辞麗句を並べただけのものではなくて、これに基づいていろいろな問題を解決していくための足がかりにして、自治基本条例がもとになって、いろいろなものに発展していくことを目指す。そして、市民、議会、行政のより良い関係、信頼に基づく協働、協力等の関係を作っていくということが、大きな効果になると考えている。
- ・実際に定める基本的な内容としては、まず、市民と議会・行政の関係、お互いどういう権利と責任を持って、どういう役割で、また関係で取り組んでいくのか。次に、区、コミュニティの役割、もっと身近な各区、コミュニティなどの役割の中で、どういうことをやっていくのかということが、基本条例で定めるもの一つになる。また、そのためには、自治を担う人がいなければいけないので、そういう人にどのように参加を求めていくか。人づくりをしていくか。こういうことも自治基本条例で定めるものになろうと想定している。
- ・現在の進行状況をニュースレターに示しているが、「部会に分かれて条例に盛り込む内容を検討しています」とあり、この12月は、部会のとりまとめにかかっている。部会は、市民部会と議会・行政部会に分かれ、20人の委員が10人ずつに分かれ、二つの部会を作っている。
- ・われわれは市民部会で、伊藤会長もメンバーである。市民と議会と行政の三者でさいたま市の自治を進めていくことを、主に市民の側から見て検討するのが市民部会、議会・行政の側から検討するのが議会・行政部会となっている。
- ・市民部会は、条例の内容を検討するにあたって、まずは各界のいろいろな方々の話を聞いている。市民活動としていろいろな取り組んでいる中で、どんなことに困っていて、課題は何で、市役所とか議会に何をしてほしいか、どういう関係を持ちたいか。また、最終的に自治基本条例ができるとすれば、どのようなことを期待、要望するか。このようなことについて、まずはお話を伺おうではないかということで進めている。

- ・ 今年の9月から、市民活動団体、市民活動推進委員会の方々に話を伺い、また、商工会議所の若手の方々、議会・行政部会と合同で議員、先日は市長の話を伺った。
- ・ 自治会は、自治基本条例の非常に重要な検討テーマでもあり、ぜひ話を伺いたいと思い、意見交換をお願いすることになった。まだ検討を進めている段階であり、今日の話参考に、自治基本条例の検討に有効に役立たせていきたい。
- ・ 私たちは自治会について半分知っているところもあるし、知らないところもある。市全体の様々な自治会の活動や課題などについて、実際に中心になって活動している方々の話を伺い、それをもとに今後の検討を進めていきたい。本日は忌憚のない意見をいただき、私たちの知らないところをいろいろと教えていただければと思っている。
- ・ 市民部会の検討テーマは、資料3の(1)から(9)まであり、市民の権利、市民の責務、情報の共有化、参加、協働、区民会議・コミュニティ会議などあり、(9)に「身近なコミュニティ(地域における問題解決、問題の集約、自治会の役割など)」とある。今日は、主にこのテーマについて、あるいはそれ以外のことについても、忌憚のない意見を伺いたいと思っている。
- ・ 事前に主な質問事項として、大きくは「自治会運営の課題とその解決に向けて」、「地域の課題を地域で解決するために」、最後に「その他(自治基本条例に期待すること)」と、部会として特に知りたいことをあらかじめまとめた。日頃感じていることなどを、忌憚なく発言していただきたい。

(2)意見交換

○伊藤会長(自治会連合会)

- ・ 私は委員会の委員でもあり市民部会の内容についてはいろいろと聞いており、発言もしているので、この場ではなるべく発言は控えたいと思う。ただ、何かあったら発言するので、自治会連合会の皆さんは、そのまま発言していただきたいと思うので、よろしくお願ひします。

○中津原部会長

- ・ 今日は自治会連合会のメンバーとして参加していただいているので、検討委員会の立場を慮らずに、発言していただければと思う。

○伊藤会長(自治会連合会)

- ・ 前提条件として、自治会連合会に加入している自治会は、さいたま市で834、加入世帯は36万842世帯。単純に2人家族として計算しても、72万人が参加している会であるということ認識した上で、お話ししていただければと思う。

○中津原部会長

- ・ 質問事項に沿っていろいろ意見や助言をいただきたいと思う。1の「(1)全市的な課題と対応状況」と「(2)行政(市や区役所)や議会に期待すること」について、意見をいただければと思う。

○親松副会長(自治会連合会)

- ・ 皆さんは自治会に加入しているのか。

○中津原部会長

- ・ 私は某町会の副会長をしており、今日参加のメンバーも自治会・町内会には入っている。

○親松副会長(自治会連合会)

- ・ 私の地域でこのような会議に行ったら、自治会に入っていない人から、発言がボンボン出てきたということがあったので、ちょっとお聞きした。

○中津原部会長

- ・ 自治基本条例に取り組もうという面々であり、自治会・町内会への参加意識も高いと思う。ただ、そういうことに無関心な人も多いのではないか。

○親松副会長(自治会連合会)

- ・ ある自治会長は、「おれのところは 70%を切ってしまったよ」と言っていた。加入率がだんだん少なくなっている。南浦和地区では、60%ぐらいではないか。マンションができるとだんだん下がってきて困っている。

○中田理事(自治会連合会)

- ・ 自治会の加入率は、農家が多い地域ではだいたい 97~98%、新しくできたマンションのあるようなところでは 50%に達するか達しないか。達しても 52~53%、それが春岡地区の大雑把な加入率である。

○中津原部会長

- ・ 春岡地区には新しくマンションが多く建ち、全部がマンションのところもある。

○中田理事(自治会連合会)

- ・ 新しくマンションが建設される地域の加入率は、50%に達するか達しないか。50%を超えないと意味がないので、役員が苦勞しているが、52~53%というのが実情である。

○中津原部会長

- ・ 私は大宮区だが、昔からいる人は自治会に入って、ほとんど顔なじみだが、最近ではワンルームマンションなどがポツポツできてきて、そこはほとんど入っていないような状況にある。

○中村理事(自治会連合会)

- ・ さいたま市自治基本条例検討委員会は、条例を作る委員会なのか、そのたたき台を作る委員会ということなのか。

○中津原部会長

- ・ われわれは市民の立場で自治基本条例の素案を作って、市長に提案する。市長が、それを場合によっては修正した上で、議会に上程する。さらに議会が、場合によっては修正をして、議決ということになるので、われわれとしては市民の立場で素案を作っていく。

○中村理事(自治会連合会)

- ・ 条例を作るということは、法的にカバーできていないものを条例でカバーするという意味ではないのか。

○中津原部会長

- ・ 市町村の条例だから、国の法律の範囲の中で、法的にカバーできないものも含めて、市町村として条例に定めるとのことだと考えている。

○中村理事(自治会連合会)

- ・ 具体的に条例をつくる際の考え方はあるのか。

○中津原部会長

- ・ 国と地方自治体の関係は、ある程度地方自治法等で規定されている。ただ、地方自治体の中でどのように協力して自治を進めていくかということは、法律にはあまり書かれていない。それを自治基本条例で決めていく。

○鈴木理事(自治会連合会)

- ・ 私は、岩槻区。岩槻区には高齢化率と自治会加入率、2つの問題がある。岩槻区の高齢化率は現在 22.6%。平成 17 年の 17%に対して 5.6 ポイント上がっている。自治会加入率は平成 17 年が 78.8%、これが現在は 72.8%と下がっている。また、人口も平成 17 年の 11 万 1788 人が 5 年間で僅か 992 名しか増えていないにも関わらず、世帯数は 4 万 2108 世帯が 3257 世帯増え、現在は 4 万 5365 世帯。人口は増えていないが世帯数は増えている。人口構成も 14 歳以下、64 歳以下が減少。高齢者だけが増えている。世帯数が増えているのは高齢者の二人暮らし、一人暮らしが増えているからではないかと思われる。
- ・ 高齢化が進み、自治会役員のなり手がなくなっている。定年は 60 歳だが、年

金支給は 65 歳。年金がもらえるまでは働かなければならない。元気な方で、自治会活動に理解があって、役職を引き受けてくれる。そのような方は非常に少なくなっている。岩槻では自治会長さえジャンケンで決めているところもあり、回り当番というところもある。

- ・ 今年の夏以降、いろいろな問題も出ているがこれも高齢化からくる問題。また、自治会で何かイベントを行おうとしても、お年寄りばかりで準備もなかなか進まない。
- ・ 加入率の問題ではマンションの問題がある。岩槻もマンションが増えているため、その影響は出ている。合併前、市報は自治会が配っていたが、さいたま市と合併した時点で業者による各戸配布になった。自治会がいろいろな情報を伝えてくれる存在として、住民もその役割を認めてくれていたことが 78.8% という結果に現れていた。
- ・ 昔は、町内に衛生担当がいて、ごみの出し方や集積所の管理、ごみ袋の配布など、自治会の役割がそこにもあった。自治会の及ぶ範囲が狭まってきている。
- ・ 私の自治会では 376 世帯がピークであったが、5 年間で 36 世帯減少している。岩槻区は少ない世帯数で自治会を形成しているところが多い。この単位が小さいことも問題となっている。現在、143 自治会の加入世帯は 3 万 3039 世帯。平均すると 1 自治会 231 世帯。また、加入数 100 世帯以下が 27 自治会。一番小さいのは 26 世帯。この程度では自治会が何かしよう思っても、人の問題もさることながら、財政的な問題でできなくなる。非常に苦勞しなければならない。
- ・ 自治会活動の中には防犯活動がある。岩槻区 143 自治会のうち、100 を超す自治会で防犯活動が行われている。私の自治会でも 24 名の人たちが小学校、中学校、高校と地域にある 3 つの学校の子どもたちの見守りを行っている。スタートしてから 8 年目。延べ参加人数は 2 万人を超えている。このことが、学校と地域の関係を発展させてくれている。例えば、今年の夏祭り、城南小学校からは和太鼓演奏で 20 名。柏陽中学校からは 58 名の生徒が来て、小さな子どもたちのゲームの面倒を見たり、山車の付き添いをしてくれた。岩槻高校からはバスケット部を中心に 25 名の生徒たちが、前の晩の設営から手伝ってくれた。防犯活動を通じて生まれた新しい関係は、お年寄りばかりが多くなっている地域にとってはありがたい存在となっている。
- ・ また、最近では、防災訓練を 2 つの自治会が合同で行うことで参加人数を維持している。当初は私の自治会だけでも参加人員は 200 名を超えていたが、その後、年々減少していた。3 年前から隣の自治会と合同開催するようになった。今年は 289 名が参加。一定の規模で訓練を行うことができた。費用も参加人員で比例按分しているため、市から受ける訓練補助金でほぼ賄える。
- ・ 小さい世帯の自治会ではできないことも、合同開催ならば実施できる。実施することで新たな発展も見えてくる。高齢化が下がるわけではない。加入率が一気に上がるわけでもない。難しい時代を切り開いていくためには、このような取組も必要となってくる。

○関根理事(自治会連合会)

- ・ 大成地区は、鴻沼川で大成町 1、2、3 丁目と櫛引町 1 丁目に分かれており、災害が起こると大成小学校、中学校に櫛引町の住民が避難できないという状況にある。そこで、三橋 1 丁目の自治会長と相談して、私たちは大平公園に避難したほうが良いのではないかとということで、3 年ほど前から三橋 1 丁目と櫛引町 1 丁目が合同で防災訓練をやっている。
- ・ その中で、防災訓練をやるといっても、なかなか住民が集まらないので、消防署からはしご車や耐震車などを提供してもらい、人員も来ていただき、盛大にやって、地域の住民も盛り上がった。今年は清水市長にも来ていただいた。このよう

に、防犯もそうだが、地域を飛び越えて実施する防災訓練はかなり重要ではないかと思う。それぞれの地域でそれぞれの自治会が防災訓練をやっているが、地域がまとまって開催することはあまりないのではないか。

○中津原部会長

- ・自治会の範囲を超えた広域的な課題もいろいろあり、協働してやっていく必要がある。自治会がそれぞれ独立してやっていく上で、協力するということもある。

○鈴木理事(自治会連合会)

- ・防犯、防災は地域の垣根を越えて対応する必要のある課題で、こういう分野では広域でやっていくことが必要なのではないかと思う。

○関根理事(自治会連合会)

- ・大成地区の連合会は様々な取組を実施しているが、鴻沼川をはさんで櫛引町の場合は警察署が大宮西、大成町は大宮警察署、というように、そういった行政の問題があって、非常にやりづらい。
- ・地区で何かしようとする、大宮西と大宮の2つの警察署に行かなければならないという問題が起きてしまう。

○中津原部会長

- ・区役所は一緒か。

○関根理事(自治会連合会)

- ・区役所は大宮区役所で両方とも同じ。

○中津原部会長

- ・区役所でいろいろ繋ぎを付けてくれると良いと思うが。

○武藤理事(自治会連合会)

- ・議題のテーマを残り 30 分程度で議論するのは非常に大変で、本心が出てこないままに終わってしまうと思う。伊藤会長にお願いできればと思うが、単位ごとにいろいろな課題があるので、もう一度連合会の中で意見を集約し、それに基づいて話し合いの場を持つことができればと思う。
- ・大砂土東地区には 19 自治会があり、大は 4000 世帯を超える自治会、小は 10 世帯程度の自治会がある。自治会は自主的に組織化されているものなので、そのようならばつきが出る。しかし、防災や防犯に取り組むには、町名別、あるいは町別の組織の形態ごとに自治会が作られるということが大切ではないかと考えている。例えば 1 丁目から 7 丁目まである地域で、旧町の時代からできあがっている自治会があり、丁目と大きくずれている。あるいは、団地やマンションごとに自治会ができていく。そういう組織をまとめて活動するのは組織化率の問題も含めて、難しい問題が出ている。大きな自治会が小さい自治会をサポートしなければならない。
- ・区割りの関係では、見沼田圃は見沼区にはなく、北区、大宮区、緑区などが見沼田圃のあるところ。芝川を境に区割りしてほしいと常々思い、区割りの関係は、ちょっと拙速的にやりすぎたのではないかという感じを受けている。
- ・また、自治会の連合会長は多くの役職を抱え、1日に3つも4つも会議をこなさなければならないような状態で、じっくりと協議ができるようなことが少ない。より広く、多様な若い層が役職などに参加できるようなシステムが構成されても良いのではないかと思う。
- ・加入率では、加入していない団地を攻略するのが一番難しい。新しく建てられたものについては、行政やマンション業者、あるいは地権者、地主さんたちと事前に協議を進めるようにして、一括で入ってもらう。他自治体では、行政指導でワンルームマンションでも、自治会加入ということが責務のようなかたちで指導されている。そういうことができれば、団地やマンションの加入問題も前進すると思う。私たちの自治会では加入促進を第一目標にしている。会員のシンボル、防

災などは次で、組織化が重要で、70%を超える組織率になった。新しくできる団地、マンションについてはそういうことで積極的に促進を図っている。既にある大きなマンションの加入はなかなか難しい。対策を早くやっつけていかなければならないと思う。

○中津原部会長

- ・ 新築よりもすでにあるマンション等が難しいということか。

○武藤理事(自治会連合会)

- ・ 議員と自治会の役割分担を明確にしたほうが良いと思う。例えば道路整備でも会員の中にはいろいろな議員に頼む。自治会にも「何とかしてくれないか」と話が来る。自治会一本で市や県に要望する方が、非常に話がしやすくなる。
- ・ 自治会の役員は、報酬、歳費、小遣といったものが一切なく、本当にボランティアでやっている。損得ではできない。しかも、昔からのしきたりがあって、お祭りや盆踊りがあると、携わっている人たちがあてにしてくる。そういう荷の重いところがあり、また、理事などの仕事もある。そういうことも問題である。

○中津原部会長

- ・ 2の(2)で「市民の権利・責務について」とあるが、自治会活動の中心になっている皆さんから、自治会の会員の市民や入っていない市民に対して、何か注文や思いはあるか。

○田中理事(自治会連合会)

- ・ 「自治会運営の課題とその解決に向けて」に戻るが、土呂地区では自治会員が増えることはあっても加入率は低下傾向にある。それは、旧住民や新しい住民でも、一戸建ては90数%入っている。新しく建った大きいマンションなどはほとんど入る。住宅メーカー等、小さなマンション、ワンルームマンションでも入ってくるようになった。
- ・ それはごみ置き場の問題がきっかけになり、開発の段階でごみ置き場問題も合わせて行政との話し合いをして、加入促進を図っている。しかし、地元の地主の場合は問題ないが、地主が東京だとか市外の場合には、ほとんどコンタクトが取れない。その時、自治会長がごみ置き場の承認をするのか。自治会には加入しないのに、自治会がどうして判を捺さなければならないのか、という問題が生じる。住む方からすれば、自治会とごみの収集は別個の問題かもしれないが、自治会で対応するには限度がある。
- ・ 地域150軒位で、一戸建ては30軒、あとはワンルームマンション、賃貸マンション、そうすると、加入率は30%位になる。人口は増えるが加入率は下がっている。防犯、防災などでみんなが協力しなければならないということを、いかに行政がPRできるか、あるいは住民に対してどういう意識を持たせるか。一番大きな問題はそういった加入率の問題である。

○中津原部会長

- ・ 自治基本条例で、自治会に入りなさいと書くことはできないと思うが、地域の活動や問題に、市民が取り組むように努めなければいけないとか、そういう書き方はできると思う。それが自治会への参加の一つの後押しにはなろうかと思う。

○中村理事(自治会連合会)

- ・ 社会福祉協議会(社協)の会費や赤十字などの募金活動の依頼が自治会に来る。しかし、その活動は地区社協に任せられ、自治会で集めた会費を地区社協に下ろして、それで地区社協が福祉活動、敬老会等々の事業を実施するという実態もある。自治会の活動以外でも会費負担をするということが、自治会の加入率の低下にも影響していると思う。
- ・ 市長の話だと、5年後には老朽化した建物を直すのに、税収不足もあり、1500億円の歳入不足があるということだが、これをボランティアで解決しようという

ような発言があった。ボランティアで 1500 億円も埋めようということではないと思うが、ボランティアとは言っても、結局は最終的に自治会に依頼が来る。しかし、自治会の役員もボランティアもなり手がいないのが実態で、結局顔なじみの人が各種のボランティアにいつも出ているような状況にある。市長に考えてもらわないと困る。

- ・ ボランティアをやるには時間や活動費がかかる。ボランティア活動をある程度考えていただき、自治会連合会をもう少し格上げしてもらいたい。

○鈴木理事(自治会連合会)

- ・ 今年の夏、お年寄りに関する問題が起こり、民生委員や自治会長にも、「見守り」「見回り」と言われたが、どこにどういう人がいるか分からない状況。個人情報、プライバシーの問題だからといって、一切情報が出てこない。
- ・ しかし、社協が敬老事業を実施するときに、75 歳以上の方に品物をお渡しするというので、対象者の名簿をもらった。ところが、それ以外の名簿は一切もらえない。敬老事業は本来市の事業で、それを地区社協に委託したもの。そのようなものには情報を出すけれども、そうでないものには出せないという非常に不可解なところがある。これは是正してもらわなければいけない。

○中津原部会長

- ・ 行政への注文ですね。

○鈴木理事(自治会連合会)

- ・ 旧市時代には、自治会活動に対して報償金が支払われていた。さらに配布物を各戸に配布すると配布手数料がもらえた。さいたま市になってからは、市報の配布は業者委託。それ以外の配布物は自治会経由。補助金に変わったことで定額部分の比率が極端に下がり、世帯割のウェイトが高くなっている。小さな世帯の自治会では、補助金は少なくなり、会費も集まらない。やりたいこともできない。そんな自治会も出ている。

○武藤理事(自治会連合会)

- ・ 一つのさいたま市ということが大きな目標で、この自治基本条例も出てきていると思う。そうであれば、現在、旧市から持ち上がった祭なども考える必要がある。例えばスポーツ関係ではスポーツ振興会と体育振興会というのがあるが、同じ顔ぶれで二つの組織に属している。助成金も二つにそれぞれ少しずつ配分されている。ところが、一つにしようということのできた新しいものについては助成金などが少ない。きちっと整理すべきだと思う。目的が一つならば、縦割りで分かれることなく、一つのものとして、お金も一緒にして、効率的に行うようにしてほしい。
- ・ 花火大会もあっちでもこっちでもやっている。さいたま市の合併記念公園というのがあるのだから、一つになって実施することはできないか。見に行きたいお年寄りや障害者の方がいたら、現在のコミュニティバスを動員して、近くまで行くとか、そういう温かみのあるものにできないか。
- ・ お祭りでは、サンバ祭り、よさこい踊りなどが開催されているが、国道を全面ストップして、一つにしてやる体制づくりができないか。そのことによって、みんなが一つにまとまる。旧来からあるものについては、区民まつりの中に入れていけば良いのではないかと思う。
- ・ この基本条例ができることによって、行政から自治会の仕事としていろいろな分野で、同じようなものが新しく出てくることのないように、もし同じようなことがあれば旧からのものを廃止して、新たに仕組んでいく。そうでなくてもいま自治会に行政から来る仕事は多くなっている。回覧一つにしてもたくさんある。

○田中理事(自治会連合会)

- ・ 国勢調査は、自治会から調査員を出して実施した。今回の調査方法であれば、調

査員に特定の人を選ぶ必要はなく、希望者や行政などでやるべきだと思う。報酬が出るので、一般の人で希望する人は多いのではないかと。

- ・ 社協の問題でも、高齢者の見守りネットワークという話が出ているが、個人情報問題で制約があるなど、地域の人たちがすすんで実施できる方法を作ってもらいたい。もっと掘り下げて住民の話聞いた上で実行に移してもらいたいと思う。

○中津原部会長

- ・ 地域の問題を地域で積極的に解決しようと思うけれども、行政の側に壁があるということか。

○田中理事(自治会連合会)

- ・ 敬老会の際に民生委員に名簿が与えられるが、それは全部返さなければならぬ。地元には何も残らない。

○中津原部会長

- ・ 地域が動きやすいように行政に支援してほしいということか。

○田中理事(自治会連合会)

- ・ そういう方向で行かないとやはり協働作業はうまくいかない。

○鈴木理事(自治会連合会)

- ・ 岩槻は公民館単位の活動は昔ながらだが、さいたま市になり、青少年活動などは別の地区と一緒にあって、別の公民館で活動しなければならない。連合会の区と公民館の区割が違うということが、公民館単位で生まれている。
- ・ 自治会連合会や民生委員の地区割り、学区の問題等々を考えると、非常に多くのものが輻輳しあっているんで、どこかで整理しなければならない。
- ・ また、これまで体育振興会一本でやってきたのに、さいたま市になってスポーツ振興会という制度が生まれた。体育振興会の人たちがスポーツ振興会も兼ねており、まったく同じだが、二つに分けなければならない。交通整理をしていく必要がある。
- ・ 私たちの自治会だけの問題ではないと思うが、実は会費を納められないので、自治会を脱会したいという申し入れが3件あった。一人暮らしのお年寄りの方で、国民年金の中でしか生活できない人たちにとって、自治会費月300円、年間にすれば3600円が、非常に大きな負担になってきている。会費さえも集まらなくなり、加入率も下がってきている。どこかで行政の力が入ってもらわなければ困るのではないかと。
- ・ 私たちの地区では56自治会あるが、去年の改選のときに交代した方が16自治会あり、半分は1年で交代、残りは2年で交代。これでは、自治会連合会への活動はとても望めない。小さな自治会は補助金があっても活動できない、成り立たないところもあり、そういうところに支援する制度があればよい。
- ・ 頼れる自治会になって信頼機能が発揮でき、皆さんがついてくる自治会になるためには、それなりの活動資金が必要ではないかと思う。

○中津原部会長

- ・ 関連して、「地域で活動している他の関係者との連携・協力状況」というテーマについては、どうか。例えば、地域の中には企業もあり、資金や行動力という面で、大いに参加してやっていただく。その他様々な市民活動団体もあると思う。そういうところも自治会と協力して自治会の活動に力を貸してやるということが、あり得るのではないかと思うが、どうか。
- ・ 氷川の杜の協議会があり、氷川参道のまちづくりを行っている。吉敷町から東町、仲町、大門町までの氷川参道の周りの自治会が会員になって協議会を作って、樹木の調査とか、交通量の調査、木の一本一本の調査、提案の作成等を行っている。それらは自治会単位ではできないが、その協議会で周りの自治会と一緒にやっていく。そこには企業の方も入っている。一つの自治会と他の団体とが協力

してやっている良い例ではないかと思うが、そういうことはできないか。

○鈴木理事(自治会連合会)

- ・一つは地区社協の関係がある。岩槻区では地区社協が中心になって、自治会連合会と民生委員を網羅して、様々な活動が行われている。例えば、私たちの 56 の自治会の中で 43 自治会が、高齢者のサロン活動をやっている。これは非常に大きい。それを人的な面で支えるのが自治会長であり、民生委員である。そういう意味では、自治会連合会が中心になるということよりも、地区社協を中心に応援し、地区社協の事業を回しながら、協力関係ができあがる。この辺の動かし方をもっと幅を広げて考えていかなければいけないのではないか。ただ、資金的な問題で、周りの企業を巻き込めるかどうか。今は募金などの額がだんだん減ってきている。募金そのものが全体的に右肩下がりの時代で、なかなか資金援助というのは難しい。人的な面でも、企業もスリムな経営に一生懸命取り組んでいて、なかなか難しいのではないかと思う。
- ・地域の中での団体同士、組織同士で、小さいよりは広域的に問題に対処していくような方向しかないのではないかと思っている。

○中田理事(自治会連合会)

- ・私のところでは社会福祉協議会が中心になって、自治会長はそこに役員として入り、各種団体も入る。たしかに予算は厳しい。今年はバザーをやり、バザーもあちこちでやっているのでも品物がなくて大変だが、12 万円ほどの収益を上げた。自治会連合会の活動とは分けて行っている。私のところでは 19 の自治会が大小あるが、最近役員の手がなくなり、くじ引きやジャンケンで決める形で、1 年で交代するところが半分ぐらいある。自治会長は連合会に出てこないことも多く、活動がわかったときには交代してしまう。
- ・募金は 4 つあり、集めるのは大変で、4 回全部集めている。うちは小さい自治会で、大体どこのうちに誰がいるというのは分かるが、プライバシーにかなりシビアになってきていて、やりにくい面もある。

○中村理事(自治会連合会)

- ・体育振興会は予算が毎年 7% シーリングで削られ、予算は福祉のほうにシフトしている。これから育てなくてはいけない人に対する予算がない、ということを感じている。
- ・民生委員は自治会を超えた区割りを担当している。今は民生委員を選ぶのも大変で、なぜ無理して自治会で民生委員を選ばなければいけないのか、ほかの地区までうちの自治会が担当しなければならないのかという苦情もある。民生委員の区割りを改善していただきたい。条例を作る際には、その辺も加味してもらいたい。

○伊藤会長(自治会連合会)

- ・意見の中でも様々な問題が出てきており、自治会としてまとめるのは大変だと思っている。自治基本条例を検討する以前に、実態を知った上で条例を考えていかなければならない。ひずみがいろいろな格好で出たまま進んでも、文言だけは立派でも、自治会活動に携わる方からすると「そんなことはあまり関係ないよ」ということになってしまうのが、現在までの議論の実態だろうと思う。
- ・行政のほうに特にお願いしたいのは、大宮区の例で出たように警察など、いろいろなことで、区割りが非常に現状と合っていない。例えば櫛引町 1 丁目は大宮区だけれども、2 丁目は北区であるとか、線引きのしかたが、合併する時に細かな点で全然検討していない。そのひずみがいつも現場の自治会での活動に支障をきたしている。民生委員の話でも、地域の違いなどの整合性を図るような方策を取っていないと、いつまでたっても悩むのは現場で、整理していかなければいけないと思っている。
- ・内容は同じなのだから体育振興会、スポーツ振興会についても、名称も全部一本

化すれば良い。当たり前のことが当たり前にできていないところに問題がある。

- ・ 見直すべきところを見直した上で、地域活動のために良い条文を作るということなら分かるが、実態をあまりわきまえないで、いろいろなことをやってもらっては、自治会として非常に困るという思いがある。

○中津原部会長

- ・ そのための場がこの意見交換会。

○伊藤会長(自治会連合会)

- ・ 区民会議との意見交換会をやるという話があったが、自治会連合会では、区民会議の見直しの方向性をすでに承認している。区民会議からどういう方が集まるかわからないが、意見を聞くことによって、話の内容が見直しの方向性と相反することになるのであれば、私の方は自治会連合会として承認したことを進めていただく立場に立つ。

○中津原部会長

- ・ 市の方針について議論するわけではなく、その方針に基づいてこれから区民会議や市民活動ネットワークなどがどうやっていくかということについて、意見を交換する。市の方針は方針として出ているわけで、それを変えようということではない。

○伊藤会長(自治会連合会)

- ・ 市の方針を全く変えないという前提で良いか。

○中津原部会長

- ・ そのとおり。
- ・ 今日は、なるほどと思うこともあるし、はじめて聞いたことも多々あり、参考になるお話を聞かせていただいた。これをもとに少しでも皆さんの役に立つ条例を検討していきたい。伊藤会長も委員の1人としてよろしくお願ひしたい。
- ・ 先ほど1時間ぐらいの時間ではとても意見を出しきれないという話があったので、皆さんで相談していただき、他の理事、あるいは一般の会員の方から意見があれば、それを何らかの格好で出してもらえれば、参考にさせていただくので、ぜひともお願ひしたい。

○武藤理事(自治会連合会)

- ・ 今日の意見に対して自治基本条例ではどれをどのぐらい反映していくかという方針を決めてもらって上で、それに対して意見を言いたいと思う。

○中津原部会長

- ・ 現段階は条例を作る前に様々な話を聞いた上で、中間報告を作るという段階。今後、一般市民の方にこのようなかたちで集まって中間報告の内容を聞いていただき、それに対する意見をいただくための機会を設ける予定でいる。必要であれば、自治会連合会の方にも集まっていただき、またお話をしても良いと思う。そのときにはまたよろしくお願ひしたい。

以上